

いわき労働基準監督署 署長室からのお知らせ Vol.9 2021.7.15

署長室よりいわきAliosを望む

死亡労働災害発生（重機の転落）

本日（7/15）午後、いわき市内において、重機の転落による死亡労働災害が発生しました。詳しい状況は調査中ですが、重機類を使用している皆様には、作業中の転倒・転落による危険防止対策（労働安全衛生規則第151条の6、同規則157条ほか）について、再度点検をお願いします。参考：[建災防HP](#)→[こちらをクリック](#)

労働災害多発注意報発令中

建設業の現場を中心に「署長パトロール」を実施しています



「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」実施！

あなたの会社も「ゼロ災宣言」しませんか？

建設業において墜落災害等の労働災害が多発し、福島労働局より労働災害多発注意報が発令されている状況にかんがみ、建設業労働災害防止協会福島県支部（以下「建災防福島」）は、福島労働局と共催で「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」を実施します。

これは、建災防福島の会員企業の代表者、施工する現場の現場代理人が「ゼロ災」を宣言。掲示等により現場に周知し、期間内のゼロ災害達成を目指すというものです。達成企業には「達成証」が交付されます（詳細は添付資料参照）。

会員企業の皆様には、本運動への積極的な参加をぜひお願いいたします。

また、その他の事業場の皆様におかれても、社内の安全機運を高める手段として、代表者による「ゼロ災宣言」を検討されてはいかがでしょうか。

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事の施工事業者のみなさまへ 剥離剤による中毒が多発しています！

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。使用する物質の危険性等の情報をSDS（安全作業のためのデータシート）により、しっかりと共有しましょう！（添付リーフレット参照）

「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」実施要領

1 趣旨

(1) 背景

東日本大震災以降増加した福島県内建設業の労働災害死傷者数は、会員各位の努力の結果、平成 27 年から 5 年連続減少した。

しかしながら、令和 2 年は休業 4 日以上之死傷者数が 384 人、前年と比較して 44 人 (12.9%) の増加、死亡災害は 13 人で昨年より 6 人 (86%) の大幅な増加となっている。

なお、今年に入ってから、建設業では墜落・転落災害が多発 (33 件 (うち死亡 1 件) 令和 3 年 4 月末) しており、昨年を大幅に上回っている。

このため、6 月 10 日には、福島労働局では福島県内に「労働災害多発注意報」が発令された。

(2) 目的

この状況に鑑み、当支部では福島労働局と共催で労働災害防止キャンペーンとして「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」を行うこととした。

死傷災害の減少はもちろん、死亡災害の撲滅に向けて現在取り組んでいる「福島労働局第 13 次労働災害防止計画」の確実な実施とともに、その目標値を達成するためには、元請業者及び下請業者等と、現場で働く労働者らのすべての関係者が一体となったより一層の積極的な取組が求められている。

この運動は、職場で一定期間の無災害を目標とすることで、災害防止に関する習慣や職場でのより高い安全意識の高揚を図り、労働災害の防止に努めることを目的とする。

2 主催者

建設業労働災害防止協会福島県支部

3 共催者

福島労働局

4 実施主体

建設業労働災害防止協会福島県支部 会員

5 期 間

参加申込期間	令和3年7月19日～令和3年7月31日 (7月31日以降も8月一杯までは受け付けます。)
取組期間	令和3年8月1日～令和3年12月31日
結果報告期間	令和4年1月1日～令和4年1月14日

6 主催者の取組事項

- (1) 会員に対する周知・啓発
- (2) 「ゼロ災宣言運動」取組の外部への周知・広報
- (3) 「ゼロ災宣言運動」実施企業の集約及びHPでの取組公表
- (4) 宣言書様式、ステッカー等物品の調達・配布

7 実施主体の取組事項

- (1) 参加企業代表者によるゼロ災宣言
上記取組期間の災害件数の0（ゼロ）を達成すべく、参加企業の代表者による「ゼロ災宣言」を取組期間の早期に行い、社内及び現場掲示板において広く周知する。(様式は添付参照)
- (2) 参加企業の現場代理人によるゼロ災宣言
取組期間内に稼働している代表的な現場において現場代理人が「ゼロ災宣言」を作成し、各作業場、朝礼場所、作業車、休憩所等の目のつきやすい場所に掲示する。(様式は添付参照)

8 ゼロ災宣言に係る留意事項

企業代表者によるゼロ災宣言の項目は、これまでの企業の実績課題等を勘案して決定する。

また、現場代理人におけるゼロ災宣言の項目は、今般の福島労働局の労働災害多発注意報の重点取組項目の1つである「墜落・転落災害防止対策」の中から決定する。

(足場からの墜落防止、脚立作業の安全化、仮設通路の安全等)

9 参加手続き

参加を希望する企業は、企業代表者による安全の決意表明「ゼロ災宣言」を行い、労働者に周知した上で、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから申し込むか、参加申込期間内に参加申込書（様式1号）及び企業代表者による「ゼロ災宣言」の写しを添えて、建災防福島県支部に提出（持参又は郵送）する。

また、希望した会社に対し建災防福島県支部よりステッカーを郵送するものとする。

10 結果報告手続き及び達成証の交付

参加企業が期間中において1日以上労働災害を発生させなかった場合に、ゼロ災達成とする。

参加企業は、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから結果報告するか、結果報告書（様式2号）を結果報告期間内に建災防福島県支部に提出する。

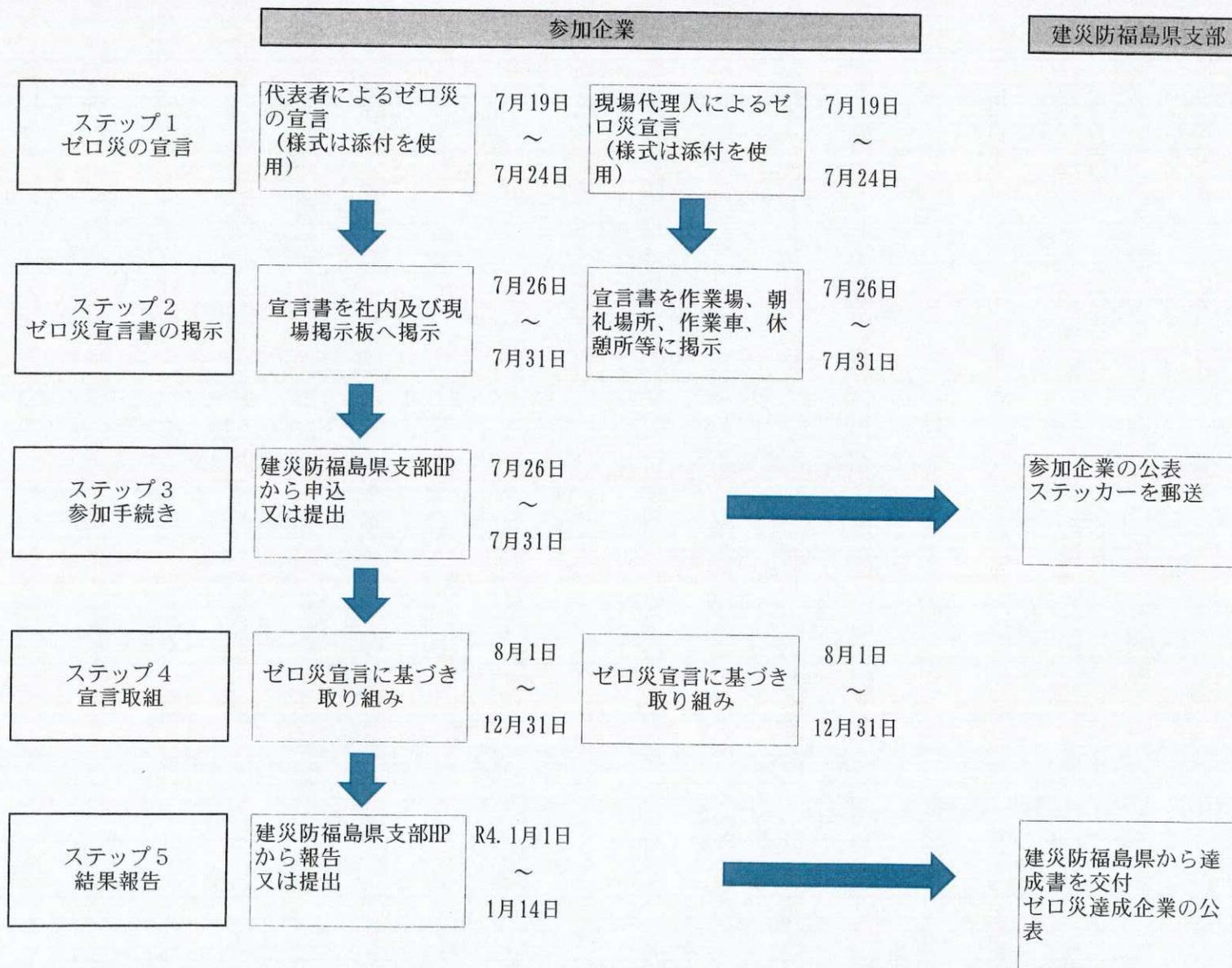
結果報告のあった企業については達成証を交付する。

11 その他

参加企業及びゼロ災を達成した企業の名称については、原則として建災防福島県支部のホームページにおいて公表する。

※なお、詳細については、別紙福島県建設業ゼロ災宣言運動フローを参照してください。

福島県建設業ゼロ災宣言運動フロー





安全第一

ゼロ災宣言 2021

【取組期間】

令和3年8月 ~ 令和3年12月

【強化する取組】

①

上記の期間、わが社は、ゼロ災害を達成するため、上記の取組を強化します。

令和 年 月 日

会社名

代表者署名

(社長の自署)

このゼロ災宣言は、全ての労働者が一体となって行動するために、事業場及び現場の見やすい場所に必ず掲示してください。また、企業トップにおけるゼロ災宣言の「強化する取組」項目は、企業の実情、課題等を勘案して決定してください。

なお、この取組の広がりを把握したいため、宣言後、建災防福島県支部あて送付していただくようお願いします。



安全第一

作業所 ゼロ災宣言 2021

【取組期間】

令和3年8月 ~ 令和3年12月

【強化する取組】

①

上記の期間、当現場では、ゼロ災害を達成するため、上記の取組を強化します。

令和 年 月 日

会社名

代表者署名

(代理人の自署)

このゼロ災宣言は、全ての労働者が一体となって行動するために、現場の見やすい場所に必ず掲示してください。また、現場におけるゼロ災宣言の「強化する取組」項目は、墜落・転落災害防止対策の中から決定してください。

なお、取組強化項目は、現場の進捗により変更することも可能です。

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
 - SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
- 注意** 防毒マスクを使用している場合、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※リスクアセスメント対象物質

ジクロロメタン ※特定化学物質

有害性

- ・中枢神経系、肝臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など